



企業育む環境対策

温暖化対策、日本企業はパリ協定にどう対応すべきか ～パリ協定後の企業の気候変動対策と情報開示～

2015年12月に開催された、国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)で採択されたパリ協定は、2016年11月4日に発効する。米国や中国のほか、欧州連合やインドなども批准手続きを終えたことで、排出量割合や55力国以上の締結などの発効要件が満たされた。今後、日本企業はどのような対応が求められるのか、日本総合研究所理事の足達英一郎氏に寄稿を頂いた。

2015年12月12日、第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議(COP21)は、途上国を含むすべての国が参加する2020年以降の新たな温暖化対策「パリ協定」を採択しました。その後、予想以上に世界各国の批准手続きが順調に進み、2016年11月4日に発効することになりました。

一方、日本国内では、とりわけ産業界に「合意内容があくまで各国の自主目標に過ぎず、目標が達成できない場合にも罰則はないから、京都議定書よりハードルは低い」、「2030年度に2013年度比26.0%減の水準にするとい

う日本の提出した約束草案は、十分、合理的なものである」、「各部門におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量の2030年度の目安を見ると、産業部門は13年度対比6%強の削減が求められるだけだ」との声も聞かれます。

排出上限への意識高まる

しかし、筆者は楽観論には懐疑的です。一例を上げれば、京都議定書の目標達成に大きく貢献した海外からの排出クレジットの購入という策が、今回、自由に使えるという保証はありま



足達 英一郎氏

新たに合意されたパリ協定の特徴

2度未満

・パリ協定全体の目的として、世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えることが掲げられたこと。そして、特に気候変動に脆弱な国々への配慮から、1.5度以内に抑えることの必要性にも言及されたこと。

長期目標

・そのための長期目標として、今世紀後半に、世界全体の温室効果ガス排出量を、生態系が吸収できる範囲に収めるという目標が掲げられたこと。これは人間活動による温室効果ガスの排出量を実質的にはゼロにしてい

5年ごとの見直し

・各国は、既に国連に提出している2025年/2030年に向けての排出量削減目標を含め、2020年以降、5年ごとに目標を見直し・提出していくことになったこと。次のタイミングは、2020年で(最初の案を9~12カ月前への提出が必要)、その際には、2025年目標を掲げている国は2030年を提出し、2030年目標を持っている国は、再度目標を検討する機会が設けられたこと。

より高い目標の設定

・5年ごとの目標の提出の際には、原則として、各国は、それまでの目標よりも高い目標を掲げること。

せん。特に、企業活動がこれだけグローバル化してくると、国際的な出遅れは、人々からのレピュテーション(名声や風評)、取引先との商取引、投資家・金融機関からの資金調達といった側面で、ネガティブな影響を与えかねないのが実情です。

国際エネルギー機関(IEA)では、気温上昇を2度未満に抑制するには、温室効果ガスの大気中濃度を450ppmに抑える必要があるとの見解を示しています。英国の非政府組織などは、この場合のCO₂換算累積量は約3,000Gt-CO₂で、2015年までに既に2,002Gt-CO₂が排出されたと分析しています。つまり、気温上昇を2度に抑えるためには、残り998Gt-CO₂しか排出できないというわけです。これが「炭素予算(Carbon Budget)」と呼ばれる排出上限であり、「時代は炭素制約経済に突入した」といわれる所以となっています。今回のパリ合意が、大きな

転換点といわれるのは、途上国を含めて「温室効果ガスをもうこの量しか排出できない」という意識が議論の前面に出てきたからです。

ビジネス構造転換の発想も

パリ協定と前後して、日本企業でも「新車CO₂排出量を2050年までに2010年対比90%削減。ライフサイクルCO₂はゼロ、工場CO₂排出も2050年にはゼロ」とする自動車メーカーや「自社の事業活動および製品ライフサイクルを通じて、2050年には環境負荷をゼロにする」と宣言する電機メーカーが現れてきました。まだ先進的な一部の企業に限られてはいま

すが、時代は「低炭素を目指す」から「脱炭素を目指す」へと変貌を遂げつつあります。

企業の情報開示も、自社が生じさせている環境負荷を的確に把握して報告するとともに、将来的にそれが事業を遂行する際のリスクとなる側面がないかを分析して、必要な言及を行うという姿勢が求められるでしょう。一例を上げるなら、ある航空会社の決算短信には「2020年に向けて導入が決定されている国際的な温室効果ガスに関わる排出権取引スキーム、世界共通の環境税等の新たな規制が導入された際には、事業活動が制限され、または多額の追加的費用を負担しなければならぬ可能性があります」との文言が掲載

されています。

もちろん、開示すべき事項は、そうしたビジネスへの逆風に留まりません。経済活動の炭素制約が強まるなか、自社の製品・サービスが、気候変動問題の解決に貢献できる側面を持っているのなら、その価値創出のストーリーを説得力を持って語ることも、重要な情報開示になります。各社が横並びで合格点をクリアできることのみを目指すという時代は幕を閉じました。いかに気候変動に加担せずビジネスを成長させるのか、あるいは気候変動の軽減を糧にビジネスを成長させるのか、そして従来ビジネスがこのことと矛盾するのならどう構造転換を図るのか。マーケットはそのことに注目しています。

環境報告書に見る企業の温暖化対策 電機・自動車などメーカーが主導

企業が温暖化対策で具体的にどのようなことを行い、また計画しているのか。それを知る手掛かりのひとつに環境報告書がある。環境報告書には、事業者が自らの事業活動によって生じる環境負荷や、環境に対する考え方、取り組みなどが記されている。

日本企業がいつから「環境報告書」としてまとめているのか諸説あるが、日本経済団体連合会は、1991年4月に企業の環境行動指針である「経団連地球環境憲章」を制定した。その後、世界の企業の環境活動に大きな影響を与えたブラジル・リオサミットの前年になる。また、トヨタ自動車や日本石油(現・JX日鉱日石エネルギー)などは1990年から環境報告を実施していた。日本はやはりメーカーである電機、電力、自動車などが先行し、その後、建設や化学、小売業などに広がっていった。

対策の具体例紹介

2004年には、環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくために「環境配慮促進法」が制定された。また、優れた環境報告書等や環境活動レポートを表彰することで、事業者などの環境コミュニケーションへの取り組みを促進することなどを目的に「環境コミュニケーション大賞」も制定され、2015年度で19回を迎えている。

経済産業省が設けた「環境報告書プラザ」(<https://www.ecosearch.jp/ja/>)では、800社以上の企業などが発行した環境報告書・CSR報告書を6,100冊以上収録し

ている。2016年9月30日現在で、2016年度発行の環境報告書・CSR報告書は合計で372社が掲載されている。また同サイトでは、各報告書の中から温室効果ガスの排出データを抽出し、業種別、企業別に検索することも可能。

環境報告書の体裁や記載事項では、これでなければならないというものはない。各事業者が力点を入れる活動が紹介されており、その時点での企業の姿が現れる。「キリングループの環境報告書2016」を見ると、再生可能エネルギーの取り組みとして、ビール工場の排水バイオガスの利用を紹介。キリンビバレッジが2014年に湘南工場で嫌気処理設備を導入し、回収したバイオマスをボイラで活用を開始した事例などが紹介されている。

また、日本製紙グループのCSR報告書2015では、気候変動問題への取り組みとして、3つの取り組みを実施。「バイオマスボイラの導入に代表される燃料転換」「製造・物流行程の省エネルギーの推進」「自社林の適切な管理によるCO₂吸収・固定」の3つを柱としている。バイオマス固形燃料に関しては、比較的低温で木質バイオマスを炭化するトレファンクション技術を用いて熱量を大幅に残したまま、石炭と同等の破砕性を持つ新規バイオマス固形燃料を紹介している。

